「助け合いの仲間たち」 災害時の支えあいプラン

平成21年8月20日最終版

	項目	内 容
支援体制	支援母体	北第 13 町内会
	日頃の活動	支援者と要援護者間の日頃のコミュニケーションの促進 住民の災害に対する意識高揚を図るための啓発活動 定期的な防災訓練の実施
	関係団体との 連携及び協力	地区内の民生委員や福祉推進委員会と連携・協力し取り組みます。
	連絡体制	要援護者への災害関連情報などを伝えるため、連絡網の整備を行います。
支援者の役割・支援内容など	支援者の役割	選定の仕方:回覧板の実施、要援護者による指名、町内会の指名など支援者の主な役割:災害時における避難支援(「支援内容」欄のとおり)
	支援内容	災害発生の恐れがある時や災害情報のお知らせ(風水雪害) 災害時の安否確認(地震(震度4以上)) 避難場所への避難のお手伝い 避難場所での支援 日頃の見守り
	1	者による要援護者の支援は義務ではありません。支援者はご自身の身の を確保することが優先です。
	防災・減災資 源の活用	防災・減災資源については、回覧板による情報収集や個別に協力依頼を 行います。(詳細については今後検討)
避難場所	避難場所 (北第 13 町 内会指定)	一時避難場所:災害が発生して避難が必要な場合に、家族や近所の人の安全を確保する場所です。 【公園】北32条ひまわり公園
		収容避難場所: 冬季・気象状況や夜間・長時間の避難になる場合に、 身体や生命を守る場所で、学校体育館などです。 【学校】和光小学校、北陽小学校、北陽中学校
		<u> </u>
		広域避難場所: 大規模火災が発生したら、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所です。 北大農場(北 19 条以北)[1~1.5km]

項目		内容
要援護者・支援者情報	情報の収集 情報の保管・管理など	利用目的(用途)の設定 当該取組みの説明を行い、登録に同意した要援護者から収集した情報を、名簿の作成に活用します。集めた個人情報は、その保護に十分留意しながら、災害時には避難支援及び避難生活において関係機関と情報共有することとし、それ以外の目的での使用は行わないこととします。情報収集の方法 手上げ方式、同意方式などにより本人の同意を得て情報を収集します。支援に必要な情報内容(登録カード)の具体化「要援護者カード」「支援者カード」などのとおり 情報の保管・共有先カードなどの原本は、町内会長が保管し、その写しを以下のとおり、共有することとする。・地区責任者(3名):所管地区分(台帳の一部)・要援護者と支援者:本人分(台帳の一部)・更新に関するルール定期更新として、年に1回更新を行います。また、転出・転入者などの情報を把握した場合は、随時更新します。情報の開示・周知に関するルール震災などの突発的な状況下では、収集した情報を地域住民に開示するなどの柔軟な対応をとることがあります。不要になった情報の取扱い要援護者本人(申請者)から申し出があった場合は、速やかに台帳より削除し、カードについては、希望に応じて廃棄(裁断や焼却処分)又は返却します。
「助」	 け合いの仲間た	北第 13 町内会の取組の中心となる会議として、「助け合いの仲間たち」
ち」実行委員会(メン		実行委員会を設置しました。
バーは 20 名)		実行委員会は、進め方や各種様式などの具体的な検討を行う会務企画
Λ 15 20 Ц /		担当会議と最終的な意思決定を行う全体会議の体制としている。
		また、情報収集を行うために地区ごとに担当を配置している。
		構成メンバーは、町内会役員(会長、副会長など)、民生委員、福祉推
		進員、地域安全活動推進員、自主防災組織などの中から選出することと
		している。